

## 2010年度 レオパレス21 留学生奨学金募集・推薦要項

財団法人 日本国際教育支援協会

財団法人日本国際教育支援協会（以下「本協会」という。）では、レオパレス21（代表取締役 社長 北川芳輝）のご支援により、「2010年度 レオパレス21 留学生奨学金」（以下「奨学金」という。）の受給者を下記により募集する。

### 記

#### 1. 目的

この奨学金は、日本の大学院、大学、短期大学、専門学校（以下「大学等」という。）で学ぶ私費外国人留学生に対して、奨学金を支給することによって、入学後の経済的不安を緩和し、学習効果を高めることに寄与することを目的とする。

#### 2. 奨学金の提供者及び提供の趣旨

この奨学金の提供者である株式会社レオパレス21は、我が国の賃貸アパート業界のリーディングカンパニーとして主にワンルームアパートを全国に供給、管理している企業である。当社は、企業理念に「新しい価値の創造」を掲げ、より快適な暮らしと豊かな社会づくりの貢献を目指しておられる。当社のアパートはワンルームアパートの供給が中心であることから、若い社会人はもとより、大学、短大、専門学校等、各種学生の利用も数多い。この度、株式会社レオパレス21は、企業理念にある豊かな社会作りの一環として、日本の学生のみならず、我が国を学びの地として選んだ留学生の育成の一助を担うことを目的として提供されました。

#### 3. 応募資格

応募することができる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

(1) 日本以外の国籍を有する私費外国人留学生

(2) 以下の大学に入学（在学）する者

東北大学・筑波大学・東京大学・名古屋大学・京都大学・大阪大学・九州大学・慶應義塾大学・上智大学・明治大学・早稲田大学・同志社大学・立命館大学・山形大学・城西国際大学・立命館アジア太平洋大学・国士舘大学

(3) 民間の賃貸住宅に居住している者（予定者含む）

(4) 他の団体等から奨学金の支給を受けていない者

(5) 経済的な援助を必要としている者

(6) 留学の目的及び計画が明確で、修学効果が期待できる者

(7) 奨学金の支給期間中は、3ヶ月に1回程度、株式会社レオパレス21の実施する簡単なアンケートへの回答ができる者

#### 4. 採用人数

2010年度の採用人数は、17名とする。

#### 5. 奨学金月額

奨学金月額は、30,000円とする。

#### 6. 支給期間

支給期間は、2010年4月より2011年3月までの12ヶ月間とする。

#### 7. 推薦方法

(1) 奨学金を受けようとする者（以下「応募者」という。）は、所定の様式による願書を、入学（在籍）する大学等を通じて、本協会理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

(2) 大学等の長は、応募者が3に掲げる応募資格に該当するとともに、学業・人物ともに優秀と認められる者について、8に掲げる推薦書類を、理事長に提出するものとする。

なお、推薦人数については、依頼文のとおりとします。

#### 8. 推薦書類

(1) 願書（別紙様式1。日本語で記載されたものに限る。） 1通

(2) 応募者の写真（最近6か月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。） 1葉

(3) 大学等の長による応募者推薦書（別紙様式2）（注）推薦理由は指導教官等が記入すること。 1通

#### 9. 推薦締切期日

2010年5月26日（水）まで（消印有効）とする。

なお、締切期日を過ぎた場合、提出書類が不備の場合は、受理しない。

また、提出書類は一切返却しない。

#### 10. 選考及び結果の通知

理事長は、7の(2)により推薦された者について書類審査の上、受給者を決定し、採用者には、2010年6月下旬を目途に、大学等を通じて通知する。

## 1 1. 奨学金の支給等

奨学金は、別に定める方法により、在籍大学等を通じて支給する。

## 1 2. 注意事項

- (1) 受給者は、奨学金の返還義務を伴わない。
- (2) 受給者が、次のアからイのいずれか一つに該当した場合には、受給決定が取り消される。
  - ア. 推薦書類の記載事項に虚偽が発見された場合
  - イ. この要項に定める事項に該当しなくなった場合
- (3) 受給者が奨学金の支給期間中に、次のウからエのいずれか一つに該当した場合には、途中で奨学金の支給を打ち切ることがある。
  - ウ. 大学等において懲戒処分を受けたり、学業成績が著しく不良であったり、受給決定の際に通知する事項を遵守しない場合
  - エ. 大学等を休学又は長期欠席、また留年した場合
- (4) 受給者は、奨学金支給期間中の学習・研究状況を、在籍大学等を通じて、理事長に報告しなければならない。

## 1 3. 個人情報の取扱いについて

奨学金の推薦書類に記載された個人情報は、本制度のために利用され、その他の目的には利用されません。

## 1 4. 推薦書類の提出先・問い合わせ先

財団法人日本国際教育支援協会 事業部 国際交流課

〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29

TEL 03-5454-5274 FAX 03-5454-5232 E-mail:ix@jees.or.jp